



島根県報

平成17年10月14日 (金)
第 1,718 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
島根県立大学大学院の学則の一部改正の届出	(総務課) 1
町の区域の変更及び字の区域の廃止	(市町村課) 5
青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課) 6
青少年に観覧させてはならない興行	(") 6
土地改良区の役員の就任	(農村整備課) 7
県営土地改良事業の工事の完了	(") 7
保安林予定森林	(森林整備課) 7
解除予定保安林	(") 8
島根県ベンチャー企業出資受入支援事業補助金交付要綱の廃止	(産業振興課) 8
しまねものづくり技術支援補助金交付要綱の廃止	(") 8
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (2 件)	(経営支援課) 9
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(") 11
道路の区域の変更	(道路維持課) 12
道路の供用開始	(") 13
都市計画事業の認可 (2 件)	(都市計画課) 13
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環境生活総務課) 14
開発行為に関する工事の完了 (2 件)	(都市計画課) 16
正 誤	
平成17年 9 月26日付け島根県報第1,712号中	(農村整備課) 16

告 示

島根県告示第1,077号

島根県立大学条例施行規則 (平成12年島根県規則第42号) 第17条第 1 項の規定により島根県立大学大学院学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学大学院学則の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「別表第 2 」を「別表第 1 」に改め、「履修及び」の次に「別表第 2 に定める」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (第14条、第20条関係)

(1) 北東アジア研究科

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単位数又は時間数			備 考	
			必修	選択	自由		
北東アジア研究科							
北東アジア専攻 博士(前期)課程							
講 義 科 目	北東アジア研究科目	北東アジア研究総論	1春2春	2		30単位以上 講義科目を14単位 以上、演習科目を 8単位以上及び研 究指導科目8単位 以上修得し、か つ、修士論文の審 査及び試験に合格 すること。	
		北東アジア研究総論	1秋	2			
		北東アジア近現代史	1春2春		2		
		北東アジア文化研究	1春2春		2		
		北東アジア文化研究	1秋		2		
		北東アジア海域交流研究	1春2春		2		
		北東アジア内陸研究	1秋		2		
		北東アジア・ガバナンス論	1春2春		2		
		北東アジア情報メディア研究	1秋		2		
		中国経済論	1春2春		2		
		中国経済論	1秋		2		
		日中関係論	1春2春		2		
		日中関係論	1秋		2		
		中国地域研究	1春2春		2		
	朝鮮半島地域研究	1春2春		2			
	モンゴル地域研究	1秋		2			
	ロシア地域研究	1秋		2			
	国 際 関 係 理 解 科 目	国際関係理解科目	国際関係論	1春2春		2	
			国際関係論	1秋		2	
			国際政治学	1春2春		2	
国際政治学			1秋		2		
国際環境論			1春2春		2		
国際環境論			1秋		2		
国際福祉論			1春2春		2		
国際文化コミュニケーション論			1春2春		2		
国際文化コミュニケーション論			1秋		2		
アメリカ研究			1春2春		2		
ヨーロッパ研究			1春2春		2		
アジア太平洋研究			1秋		2		
現代日本研究	1春2春		2				
演 習 科 目	北東アジア開発研究 プログラム	北東アジア地域研究	1・2春		2		
		北東アジア地域研究	1・2秋		2		
	北東アジア国際関 係・環境プログラム	北東アジア国際関係・環境	1・2春		2		
		北東アジア国際関係・環境	1・2秋		2		
北東アジア開発研究 プログラム	北東アジア開発研究	北東アジア開発研究	1・2春		2		
		北東アジア開発研究	1・2秋		2		

研究指導科目	北東アジア開発研究プログラム	北東アジア地域研究 北東アジア地域研究	2春 2秋		4 4	
	北東アジア国際関係・環境プログラム	北東アジア国際関係・環境 北東アジア国際関係・環境	2春 2秋		4 4	
	北東アジア開発研究プログラム	北東アジア開発研究 北東アジア開発研究	2春 2秋		4 4	
北東アジア研究科 北東アジア専攻 博士(後期)課程						
研究指導科目	特別ゼミナール		1～3	8		16単位を修得し、かつ、博士課程論文の審査及び試験に合格すること。
	北東アジア史特別研究指導		1～3	8		
	国際関係・地域研究特別研究指導		1～3	8		

(2) 開発研究科

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単位数又は時間数			備 考
			必修	選択	自由	
開発研究科 開発専攻 修士課程						
講 義 科 目	開発研究科目	開発研究総論	1春 2春	2		30単位以上 講義科目を14単位以上、演習科目を8単位以上及び研究指導科目を8単位以上修得し、かつ、修士論文の審査及び試験に合格すること。
		開発研究総論	1秋	2		
		現代社会学理論	1春 2春		2	
		現代社会学理論	1秋		2	
		雇用関係・生活構造論	1春 2春		2	
		情報社会論	1春 2春		2	
		情報社会論	1秋		2	
		情報経済論	1秋		2	
		地方行政学	1春 2春		2	
		地域経済振興論	1春 2春		2	
		グローバル経営論	1秋		2	
		地域社会学	1秋		2	
		開発社会学	1秋		2	
		開発経済学	1春 2春		2	
		開発経済学	1秋		2	
		経済理論	1春 2春		2	
国 際 関 係 理 解 科 目	国際関係理解科目	国際関係論	1春 2春		2	
		国際関係論	1秋		2	
		国際政治学	1春 2春		2	
		国際政治学	1秋		2	
		国際環境論	1春 2春		2	
		国際環境論	1秋		2	
		国際福祉論	1春 2春		2	
		国際文化コミュニケーション論	1春 2春		2	

		国際文化コミュニケーション論	1 秋	2		
		アメリカ研究	1 春 2 春	2		
		ヨーロッパ研究	1 春 2 春	2		
		アジア太平洋研究	1 秋	2		
		現代日本研究	1 春 2 春	2		
演 習 科 目	地域政策研究プログラム	地域政策研究	1・2 春	2		
		地域政策研究	1・2 秋	2		
	グローバル開発研究プログラム	グローバル開発研究	1・2 春	2		
		グローバル開発研究	1・2 秋	2		
	情報社会研究プログラム	情報社会研究	1・2 春	2		
		情報社会研究	1・2 秋	2		
研 究 指 導 科 目	地域政策研究プログラム	地域政策研究	2 春	4		
		地域政策研究	2 秋	4		
	グローバル開発研究プログラム	グローバル開発研究	2 春	4		
		グローバル開発研究	2 秋	4		
	情報社会研究プログラム	情報社会研究	2 春	4		
		情報社会研究	2 秋	4		

別表第 2 (第20条関係)

(1) 北東アジア研究科博士(前期)課程の修了に必要な単位数

区 分	配当単位数	修了要件単位数		
		必修	選択	計
講義科目	60	4	10	14
演習科目	12		8	8
研究指導科目	24		8	8
合 計	96	4	26	30

(2) 北東アジア研究科博士(後期)課程の修了に必要な単位数

区 分	配当単位数	修了要件単位数		
		必修	選択	計
研究指導科目	24	8	8	16
合 計	24	8	8	16

(3) 開発研究科修士課程の修了に必要な単位数

区 分	配当単位数	修了要件単位数		
		必修	選択	計
講義科目	60	4	10	14
演習科目	12		8	8
研究指導科目	24		8	8
合 計	96	4	26	30

附 則

この学則は、平成17年7月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

島根県告示第1,078号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、松江市長から次のとおり町の区域を変更し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更及び字の区域の廃止の効力は、平成17年10月14日から生ずる。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 松江市国屋町に編入し、字を廃止する区域

町	字	地 番
比津町	久伝	567の22、567の28

(ただし、上記地番は、平成17年7月25日現在のものである。)

2 松江市国屋町の字を廃止する区域

町	字	地 番
国屋町	堂土	54の1
	馬渡	1の10、1の11、4内第1、6、10の3、16の5、17の1、27の7、27の8、652

		の2、652の8
及びこれらの区域に介在する道路・水路である市有地の一部		

(ただし、上記地番は、平成17年7月25日現在のものである。)

島根県告示第1,079号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	図書名称	発行・出版社名	指定の理由
15948	雑誌	レディース・コミック [微熱] 11月号	セブン新社	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
15949	雑誌	コミック ドルフィン 11月号	株式会社 司書房	
15950	雑誌	ばんがいち 11月号	株コアマガジン	
15951	雑誌	コミック June (ジュネ) 10月号	株マガジン・マガジン	
15952	雑誌	GAME ピアス 10月号 (VOL.21)	株マガジン・マガジン	

島根県告示第1,080号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	題名	配給会社名	指定の理由
10742	映画	黒下着の好きもの女医	オーピー映画	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10743	映画	人妻 濃密な交わり	新東宝映画	
10744	映画	どスケベ坊主 美姉妹いただきます	オーピー映画	
10745	映画	奇妙なサーカス	セディックインターナショナル	
10746	映画	ドア・イン・ザ・フロア	日本ヘラルド映画	
10747	映画	和服卍レズ 熟女の絡み合い	新日本映像	
10748	映画	恥母の御不浄 それを我慢できない	新日本映像	
10749	映画	新日本映像ニュース 和服卍レズ 熟女の絡み合い	新日本映像	
10750	映画	新日本映像ニュース 恥母の御不浄 それを我慢できない	新日本映像	
10751	映画	人妻 あふれる蜜壺	新東宝映画	
10752	映画	夫婦交換 刺激に飢えた巨乳妻	オーピー映画	

10753	映画	義母の近親相汗 乳繰り合う	新日本映像
10754	映画	美肌教師 巨乳パイプ責め	オーピー映画
10755	映画	新日本映像ニュース 義母の近親相汗 乳繰り合う	新日本映像
10756	映画	わいせつステージ 何度もつっこんで	新東宝映画
10757	映画	欲情ヒッチハイク 求めた人妻	オーピー映画
10758	映画	セクシー剣法 一本ぶちこむ	新東宝映画
10759	映画	サイコレイプ - もう...やめないで。 -	新日本映像
10760	映画	老人と和服の愛人 秘密の夜這い部屋	新日本映像
10761	映画	新日本映像ニュース サイコレイプ - もう...やめないで。 -	新日本映像
10762	映画	新日本映像ニュース 老人と和服の愛人 秘密の夜這い部屋	新日本映像
10763	映画	インサイド・ディープ・スロート	コムストック
10764	映画	秘密のかけら	ムービーアイエンタテインメント

島根県告示第1,081号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

能海 広明 松江市野原町148番地

2 就任年月日

平成17年 9 月29日

島根県告示第1,082号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
中鞍地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成16年 9 月10日

島根県告示第1,083号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
八束郡東出雲町大字須田字荒石1796 - 23
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,084号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1132 - 14
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第1,085号

島根県ベンチャー企業出資受入支援事業補助金交付要綱（平成8年島根県告示第875号）は廃止し、平成17年10月14日から施行する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,086号

しまねものづくり技術支援補助金交付要綱（平成9年島根県告示第648号）は廃止し、平成17年10月14日から施行する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,087号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマダ電機テックランド松江・東出雲店 島根県松江市竹矢町1807 - 3、八束郡東出雲町大字出雲郷1633 - 3 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年6月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,067.74平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 408台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 90台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 292.56平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 123.75立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 10時

（閉店時刻） 21時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

9時30分から21時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3か所（駐車場北側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

9時から21時

2 届出年月日

平成17年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

東出雲町産業建設課（島根県八束郡東出雲町大字揖屋町1142）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,088号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）駅前再開発ビル 島根県益田市益田駅前94番2外35筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

益田市長 牛尾郁夫 島根県益田市常盤町1番1号

石見交通株式会社 代表取締役 小河英樹 島根県益田市幸町2番63号

有限会社亀地 代表取締役 亀地憲二 島根県益田市駅前町17番13号

片山政祐 島根県益田市中島町口199番地2

亀地憲二 島根県益田市多田町203番地37

郷原良祐 島根県益田市元町16番9号

島田幸満彦 島根県益田市駅前町15番22号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚正 島根県益田市下本郷町206番地5

その他（未定）

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年7月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,000平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 65台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 150台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 71平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 18.7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 0時

(閉店時刻) 24時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1か所(駐輪駐車場棟東側)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時から21時

2 届出年月日

平成17年9月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市経済部企業誘致・振興課(島根県益田市常盤町1-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,089号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店出雲店 島根県出雲市高岡町1237-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚正 島根県益田市下本郷町206番地 5

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ホームセンタージュンテンドー出雲北店

(変更後) 今井書店出雲店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚正 島根県益田市下本郷町206番地 5

(変更後) 株式会社今井書店 代表取締役 田江泰彦 島根県松江市殿町63

有限会社森山文具 代表取締役 森山勝 島根県出雲市渡橋町1250

(4) 変更の年月日

平成17年 9 月 2 日

2 届出年月日

平成17年 9 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課 (島根県出雲市今市町109 - 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,090号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
			前 A	メートル 7.50	メートル 440.00	江の川下原堤防 工事

一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷 3517番2地先から同 2252番地先まで	A	7.50	440.00	浜田土木建 築事務所	左記のA、B及 びCは関係図面 に表示する敷地 の区分をいう。 トリプルウェイ
			後 B	6.50~ 21.00	420.00		
			C	8.25	420.00		
県 道	大東東出雲 線	八束郡東出雲町大字出 雲郷428番2地先から 同大字423番4地先ま で	前	10.00~ 13.00	60.00		道路改良工事 拡幅
			後	12.00~ 26.00	60.00		
"	"	八束郡東出雲町大字出 雲郷423番4地先から 同大字573番4地先ま で	前 A	3.70~ 14.60	963.50	松江土木建 築事務所	道路改良工事 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ
		八束郡東出雲町大字出 雲郷423番4地先から 同大字573番4地先ま で	後 A	3.70~ 14.60	963.50		
		八束郡東出雲町大字出 雲郷423番4地先から 同大字958番1地先ま で	B	13.00~ 76.00	638.50		

島根県告示第1,091号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の 名 称	備 考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町亀嵩2206番地先から同 1539番1地先まで	メートル 129.00	平成17年 10月14日	木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所	
"	261号	江津市桜江町谷住郷3517番2地先から同 2252番地先まで	420.00	平成17年 10月20日	浜田土木建 築事務所	
県 道	大東東出雲 線	八束郡東出雲町大字出雲郷969番2地先 から同大字958番1地先まで	120.00	平成17年 10月14日	松江土木建 築事務所	
"	御津東生馬 線	松江市鹿島町南講武157番地先から同町 名分1436番4地先まで	360.00	平成17年 10月17日		

島根県告示第1,092号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
雲南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
木次都市計画道路事業 3・4・10号下熊谷中央線、3・5・11号下熊谷東西線及び3・5・2号出雲西城線
- 3 事業施行期間
平成17年10月14日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県雲南市木次町下熊谷地内
 - (2) 使用の部分
なし

島根県告示第1,093号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
雲南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
木次都市計画道路事業 3・5・2号出雲西城線
- 3 事業施行期間
平成17年10月14日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県雲南市木次町新市及び西日登地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくりネットワーク島根

3 代表者の氏名

山本 謙

4 主たる事務所の所在地

松江市古志原五丁目 2 番43号

5 定款に記載された目的

この法人は、島根県内各地域、特に宍道湖周辺地域を中心とする斐伊川水系流域の地域の振興に資する事業を行い、もって住みやすく活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 9 月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あじさい

3 代表者の氏名

武田象吉

4 主たる事務所の所在地

益田市幸町 2 番39号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、グループケア、デイサービス及び居宅介護支援に関する事業を行い、また、高齢者とのふれあいを通して子供への教育支援に関する事業、介護者への介護指導及び健康相談、通所介護で育てた手作り野菜の市場を開催し施設と市民のふれあいの場を提供する事業を行い、地域福祉の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

安来市飯島町字藤木388番 外9筆

面積 7,145.03平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区楠木町3丁目1番40号

大和工商リース株式会社広島支店

支店長 伊藤直哉

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月14日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

安来市飯島町字藤木398番1 外4筆

面積 3,714.57平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町763番地3

平井建設株式会社

代表取締役 平井幸範

正 誤

平成17年9月26日付け島根県報第1,712号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示 第1,008号の表中	頓原町土地改良区	仁多郡仁多町土地改良区